

平成28年2月16日より、
事業主等が雇用継続給付の申請を行う場合の個人番号
の取扱が変更になります。

1.改正の内容について

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年2月16日に施行され、雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由することとなります。

これにより、雇用継続給付の申請を行う事業主は、番号法上は『**個人番号関係事務実施者**』として取り扱うこととなりました。

このため、今後、事業主が、雇用継続給付の申請を行う場合、下記2により、従業員の個人番号確認や身元（実在）確認を行うこととなります（ハローワークへ代理権の確認書類や個人番号確認書類の提出は必要ありません。）。

※事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。
※本人が提出することも可能ですが、原則として、事業主からの提出をお願いします。

2.マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
個人番号カード（個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元（実在）確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元（実在）確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

3.よくあるご質問

Q 1 マイナンバーを記載して届出ことは義務なのですか？

A 1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

Q 2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A 2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。

その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q 3 返戻書類には個人番号が記載されますか？

A 3 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

Q 4 労使協定は必要ですか？

A 4 いいえ。省令改正後は、原則として、事業主を経由して申請を行うこととなりますので、労使協定は必要ありません。

